

2019年2月22日

「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」第11版

改正要旨

認定センター製品認定課製品認証認定室

1. 経緯

認定機関への要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17011 が 2017 年 11 月に改正されたことにより、ILAC/MRA 及び IAF/MLA に加盟する認定機関である認定センターは、2020 年 11 月までに当該規格によるマネジメントシステムへ移行する必要性が生じている。また、2019 年 12 月の APAC (アジア太平洋認定協力機構) 相互評価において、その移行確認が実施される予定となっている。

認定センターはこうした状況を踏まえ、旧規格に基づき構築していたマネジメントシステム文書の改廃及び新設の要求事項に基づいた規程の新規制定を進めているところであり、改正内容に基づき「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項」(第 10 版)を改正する。

2. 主な改正箇所

認定センターの関連規程の改正に伴う用語及び手順の修正を行ったほか、以下の点を修正。

① ISO/IEC 17011:2017 4.2 の「認定の合意」に係る要求事項の新設に伴い、IAJapan は認定する適合性評価機関との間に法的拘束力のある合意を締結することを含めた。
(修正箇所) → 「認定契約書」の締結に係る項目を追加 (5.3、11.2、附則)

② ISO/IEC 17011:2017 4.6 の「認定スキームの確立」に係る要求事項の新設に伴い、新規制定する認定スキーム文書を引用
(修正箇所) → 「認定スキーム文書」を一般要求事項でも引用 (2.、3.、7.等)

③ 認定周期に係る要求事項 (ISO/IEC 17011:2017 7.9) の改正に伴い、審査活動の考え方を整理した。
(修正箇所) → 従来からの運用を一部変更して、一周期内に行われる認定活動の内容や認定周期の更新に関する考え方を明確化した。(12.)

④ ISO/IEC 17025:2017 の改正に伴い、技能試験要求事項を変更
(修正箇所) → ISO/IEC 17025:2017 の表現に整合させ、内部精度管理と外部精度管理の組み合わせで試験結果の妥当性を確保する。(9.)

以上